

第 21 回原子力損害賠償紛争審査会 説明資料（大熊町）

平成 24 年 1 月 27 日

1 大熊町の現状

① 町内全体が警戒区域であり、町民 11,500 人全員が町外に避難している。

② 町民の 70%が福島県内、30%が県外、40 都道府県に居住している。

③ いつになったら戻れるのか、いつもまでこのような生活が続くのか、不安は、仮設等への入居の落ち着きとは別に日ごとに高まっている。

④ 町民へは、ブログ、ホームページ、月 2 回の広報など周知に努めているが、顔の見えない、会話を伴わない不安や不満の声が寄せられている。

2 大熊町復興構想と復興計画

① 復興構想は、放射能汚染により失われた大地、原子力発電所へ多くを依存していた雇用を取り戻したい。いつの日か、みんなに戻ろうという目標である。

時間軸、エリア軸を設定しておらず、当面、低線量地域を拠点として、順次居住区域を広げていこうというもの。

② 復興計画は、当面の 5 年、10 年を、町民が将来を見据え、安心して暮らせる形態を示す。

現在、委員会を設置し、戻らない人、戻れない人、戻れる人などいくつかの居住パターンを作り、町民の意向調査を行い、それ

ぞれの支援を出来る計画としたい。

平成24年3月には、方向性がだせるようにしたい。

3 町内における低線量地域居住

- ① 「 除染は、基本的に線量の低いところから始め、高いところへと考えている。
- ② 「 ポイントのひとつは、現在の基準の年間20ミリシーベルト以下になる地域が町内に確保できるか。
- ③ 「 二つ目は、教育施設設置は、年間1ミリシーベルト以下といわれているので、教育施設を含めたまちづくりができるか。
- ④ 「 現実的には、町内の居住可能面積の70%は、年間50ミリシーベルトを超える。対象人数は、町民の90%を超える。
- ⑤ 「 ここ数年間内での帰還は、非常に厳しい状況にある。

4 戻りたくない人への対応、雇用に確保策

- ① 原則は、どこで、暮らそうが個人の自由である。
- ② 被災まで、大熊で暮らしたことを、思い、いつか大熊に戻ろう、いつまでも大熊を支援しようと思ってもらえるように、戻らない人にも、しっかり支援をして、背中を押してやりたい。
- ③ 雇用は、原子力発電所に多くを依存してきた。
- ④ 一部は、原子力発電所の収束、廃炉等にも、今後従事することになる。
- ⑤ 今後進める除染について、雇用の場として、企業化したい。

⑥ 従来、大熊に起業していた企業、今後、進出しようとする企業について、国、県と連携を図りながら雇用の場を創出したい。

⑦ 1時間通勤圏を基本に、交通網の整備、雇用範囲の拡大を要請していく。

5 警戒区域の見直し

① 科学的データに基づき、区域を見直すのは、合理的と思う。

② しかし、それには、それぞれの地区に該当する住民が向こう5年程度、安心して生活できる担保をあわせて示す必要がある。

③ 区域を指定して、これから考えましょうでは、混乱するだけだ。

6 損害賠償で政府・審査会に求めたいこと

① 今回の事故により、避難を余儀なくされ、そのことによって受けた合理的理由のある損害を賠償することである。

② 財物に関する方針、基準を早く示してほしい。

③ 1年以上居住せず、管理しない家、地震で傷んだ家は、実際には、そのまま住むことは出来ない。

④ 車は、私たちの足である。線量が高く持ち出せず、基準が決まらず、中古車を買う補償もでないのでは、不満がでるのは当然である。

⑤ 合理的理由の具体例が乏しい。

⑥ 今後、考えられる賠償をより具体的事例で、示すことが避難者の安心と信頼につながっていく。

- ⑦ 賠償により将来への担保が、具体的に避難者に示されれば、関心は、原子力発電所の収束、廃炉、今後の復興について、東京電力、国との信頼、協力関係が生まれると思う。